

# 被扶養者の 確定申告書類の保管について

被扶養者の方が確定申告を行った場合、被扶養者収入状況等調査にて**確定申告書類(一式)**の提出が必要になることがありますので、必ず控えの保管をお願いします。

\*保管いただくもの\*  
被扶養者の確定申告時の書類一式(コピー)

\*このような方が対象です\*

- ・営業所得のある方
- ・自営業・フリーランスの方
- ・譲渡所得のある方
- ・株式・投資信託などの売買を行っている方
- ・上記以外でも確定申告を行ったすべての被扶養者の方

\*提出時期\*

8月の被扶養者収入状況調査時にご案内いたします。

収入調査にて収入等が被扶養者として認定できないことが判明した場合、期限内に資料の提出がない場合は、対象の被扶養者は削除になります。被扶養者の収入には十分にご注意ください。

